

事業名	労働者協同組合法の円滑な施行	レビュー番号	2023-厚労-22-0636	担当部局・課室	雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合法務室
-----	----------------	--------	-----------------	---------	--------------------------

現状分析 労働者協同組合（労協）については、令和4年10月の法施行後、21都道府県に67法人（令和5年12月末時点）が設立され、地域のニーズに応じた様々な事業が行われている。その中では、組合員全員での話し合いを通じ、多様な働き方が可能となる職場環境を整備し、従来までの職場では働くことに困難を抱えていた方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出に寄与している。 ※都道府県からの情報提供、登記情報を確認。 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000995367.pdf そのため労協の一層の活用促進を図り、多様な働き方が可能となる環境整備や働きづらさを抱える方々などの多様な雇用機会を創出することが求められる。	課題 いくつかの都道府県においては労協の活用促進が進んでいる一方、管内の市町村の理解が進んでおらず、活用促進に向けた取組状況が地域によってばらついている。 ※国による都道府県へのヒアリングや行政庁調査「令和5年度都道府県別労働者協同組合関係予算調べ」で確認済み。 地域における活用促進に向けた取組状況が西高東低の状況であり、また、労協の設立状況も例えば東北1法人に対して、関西8法人など西高東低の状況であること。 国は労協の活用促進を進めるため、地域における労協の活用促進を図る創意工夫ある取組を支援し、各地域へ展開することが可能な優良なモデル（①多様な働き方が可能、②働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会創出に寄与するもの）を創出する必要がある。	事業概要 ☒新規 ☐既存 ☒モデル ☐大幅見直し 国がモデル地域として選定した都道府県に設置する協議会で、都道府県が中心となり、市町村や地域の経済団体、当事者団体等の団体との連携・協力を通じ、労協を活用して、①多様な働き方が可能となる環境整備、②働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会創出。 併せて、受託事業者により協議会を支援するために伴走支援を実施。また、国は、本モデル事業を通じて得られた結果を他の地域への横展開に活用。
---	---	--

